

第9期中野区図書館運営協議会提言

第9期中野区図書館運営協議会

平成21(2009)年6月

1. はじめに

地方自治体における財政問題が全国的な話題となる一方、『子どもの読者活動の推進に関する基本的な計画』（平成20年3月）の策定や、図書館法の改正（平成20年6月）に象徴されるように、地域における図書館の充実の必要性への認識がますます高まっている。このような状況の中で、中野区においても、生涯学習を支援する中核機関としての区立図書館の業務・サービスの向上に、より一層努めていく必要がある。特に、改正図書館法では、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務が新たに加えられた。この改正の精神を尊重し、「計画策定－実施－評価」のサイクルに基づいた計画的かつ戦略的な図書館運営を実行していくことが重要である。その実行にあたっては、財政的な制限を理由とする過度の効率化を避けなければならない。業務委託等の手段を経費削減の道具とすることの危険性を十分に認識し、中野区として図書館への十分な資料費・人件費等の配分を確保することにより、無理のない堅実な効率化を模索する必要がある。

2. 課題解決支援機能の充実

『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』（平成18年3月）において、今後の図書館サービスに求められる新たな視点として「課題解決支援機能の充実」が盛り込まれている。中野区においても、この線に沿って、地域の人々の課題解決に積極的に貢献していく必要がある。もちろん従来の貸出・閲覧、レファレンスなどの基本的サービスの維持・向上は不可欠ではあるが、それに加えて、現代の図書館にはその地域特性に応じた特色あるサービスの戦略的な展開が求められることを踏まえ、中野区立図書館としての課題解決支援機能の充実に取り組んでいくことが望ましい。そのためには、

- ① 地域の人々のニーズを十分に研究し、
 - ② 明確に組み立てられた計画に従って実行・評価のサイクルを進める、
- 必要がある。例えば、中野区の産業振興を上位目標としたビジネス支援サービスや商店街等との連携、あるいは、地域の大学生を主対象とした学術志向サービスなどはその候補である。特に、前者のビジネス支援・商店街との連携についてはすでに具体的な取り組みがなされており、一層の拡充が望まれる。

3. 子ども読書活動の推進

『中野区子ども読書活動推進計画』（平成19年2月）に沿って、子ども向けサービスのより一層の拡充・改善を検討していくべきである。インターネットなどのコンピュータ環境が飛躍的に発展する中で、子どもの目を読書へと向けさせ、従来の活字メディアを通してその感性を豊かなものにするには、現代におけるすべての図書館の使命であるが、中野区立図書館においてもその努力を継続・向上させなければならない。そのための具体的な方策としては、例えば、児童・ヤングアダ

ト向け資料の重点的収集や子ども向け行事の拡充などが考えられる。その展開にあたっては、担当職員の司書としての技量・資質（子どもを知り、子どもが求めている本に出会えるようにする力量）の向上に配慮する必要がある。

さらに、家庭・地域・学校との連携の中で学校図書館の発展を積極的に支援していくことも、中野区立図書館に求められる一つの使命である。特に、学校司書や学校支援ボランティアとの協力体制をより一層充実させることが必要である。

4. 地域図書館の施設整備

中野区立図書館は、中央図書館の他に7つの地域館を有しており、それぞれが区内の各拠点のカバーして図書館ネットワークを形成しているという点では高く評価できる。しかし、地域館の平均床面積・平均閲覧席数・平均蔵書数については、他の特別区と比較して非常に低い位置にある（平成20年度統計によれば、それぞれ21、23、21位）。さらに、建物の老朽化は一部の地域館において深刻な問題であり、中長期的な改築計画の策定が必要不可欠である。

その計画策定にあたっては、各地域の立地特性を十分に考慮するとともに、次の点に留意する必要がある。

- ① 現在の8館体制の再評価を含めること。例えば、学校跡地を利用して、分館を増やし、図書館ネットワークを拡充することはできないか。
- ② インターネットをはじめとするICT（情報通信技術）の拠点として、いわゆる「ハイブリッド図書館（紙媒体と電子媒体の双方に配慮した図書館）」の機能を充実させること。例えば、インターネットを自宅から利用できない人々に対して、インターネットを通じた情報収集の手段を地域館が提供する必要がある。
- ③ バリアフリーなどの高齢者・障害者に対する配慮を十分に含めること。

5. 図書館の運営体制の強化

図書館サービスの向上のためには、図書館運営体制を強化する必要がある。そのために、次の点を配慮すべきである。

- ① 計画策定・実施・評価のプロセスに基づき、計画的な運営を行うこと。具体的な数値目標を立てるだけでなく、その実現のための方策を併せてあらかじめ検討しておくことにより、実効性のある計画を立案することができる。例えば、住民登録率の上昇を目標とするならば、未登録者に対する図書館サービスの周知のための具体的方策を併せて検討しておく必要がある。
- ② 業務・サービスの効率化を検討すること。ICタグなどの技術の活用による効率化を積極的に研究する必要がある。その一方、業務委託あるいは指定管理者制度等の方策については、経費削減ではなくサービス向上を主目的と捉えつつ、慎重な導入および定期的な見直しが不可欠である。また、業務委託等によって、図書館利用の実態や利用者のニーズを正規職員が正確に把握することが困難になるような状況は避けなければならない。

- ③ ボランティアとの連携を模索すること。サービス提供のための人員補強という意味だけではなく、地域との連携を深める意味でも、ボランティアの協力は重要である。その際には、協力していただける方々の図書館ボランティアとしての資質向上を可能な限り支援して行くことが望ましい。
- ④ 図書館資料の紛失・散逸を防ぐこと。図書館資料は、中野区としての貴重な資産であり、その紛失・散逸を最小限に留めなければならない。例えば、ブックディテクションシステムの導入等、対策を早急に講じるべきである。

6. おわりに

図書館のサービスは多岐に渡っており、新たなサービスを展開するとともに、基本的な機能・サービスへの目配りも忘れてはならない。よりよい蔵書の構築、レファレンスサービスの向上、障害者・高齢者向けサービスの拡充、図書館ホームページの充実など、それぞれ、一層の努力を払い、地域の発展に貢献していく必要がある。特に、障害者・高齢者向けサービスの拡充は、高度高齢化社会を迎えつつある現在、緊急の課題として捉えられるべきである。

活 動 経 過

開 催 日 時	協 議 事 項
第1回 平成18年10月26日(木) 午後2時～4時	(1) 中央図書館長の挨拶 (2) 委員自己紹介 (3) 事務局職員・係長職員紹介 (4) 図書館運営協議会について (5) 正副座長選出 (6) 報告及び意見交換 ① 図書館における課題について ② 中野区子ども読書活動推進計画の策定について
第2回 平成19年1月20日(土) 午前10時～12時	議 題 第9期図書館運営協議会の検討課題について 報 告 (1) 平成19年度の図書館運営について (2) 図書館サービスに関するアンケート調査結果について (3) 中野区子ども読書活動推進計画(案)について
第3回 平成19年5月12日(土) 午前10時～12時	議 題 第9期図書館運営協議会の検討課題について 報 告 (1) 平成19年度の図書館の体制について (2) 図書館業務委託の状況について (3) 平成19年度子ども読書活動推進計画に係る図書館の 主な取り組みについて
第4回 平成19年7月21日(土) 午前10時～12時	議 題 第9期図書館運営協議会の検討課題について 報 告 (1) 中野の図書館について (2) 鷺宮図書館の耐震補強工事に伴う対応について
第5回 平成19年11月17日(土) 午前10時～12時	議 題 第9期図書館運営協議会の検討課題について (閉会后、本町図書館の視察) 報 告 (1) 図書館サービスに関するアンケート調査結果について (2) 子ども読書活動推進計画の進捗状況(平成19年度 上半期実績)について (3) 平成19年度行政評価結果について (4) 広告入り図書館用品の寄贈・(仮設)鷺宮図書館の状況
第6回 平成20年1月26日(土) 午前10時～12時	議 題 本町図書館視察結果のとりまとめ、及び地域図書館 の課題整理について 報 告 (1) 平成20年度の図書館運営について (2) 鷺宮図書館の利用再開について (3) 川島商店街との共催事業の実施について (4) 図書館事業に係る広報について (5) 広告入り図書館用品(かよい袋)の寄贈受入れについて (6) 中野区立図書館のあり方検討会の設置について

<p>第7回 平成20年5月17日(土) 午前10時～12時</p>	<p>議 題 第9期図書館運営協議会における主な意見(中間まとめ)について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 中野区図書館運営協議会委員の辞職について (2) 平成20年度図書館組織体制について</p>
<p>第8回 平成20年7月19日(土) 午前10時～12時</p>	<p>議 題 第9期図書館運営協議会における主な意見(中間まとめ)について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 「中野の図書館」—事業報告書平成19年度—について (2) 平成19年度中野区立図書館の取組みについて (3) 子ども読書活動推進計画の平成19年度取組み結果について</p>
<p>第9回 平成20年10月18日(土) 午前10時～12時</p>	<p>議 題 第9期図書館運営協議会における主な意見(中間まとめ)、提言方針について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 図書館サービスに関するアンケート調査結果について (2) 平成20年度行政評価に係る外部評価結果について (3) 「中野区ゆかりの著作者紹介」及び「中央図書館地域展示」について (4) 都立家政商店街との共催事業について (5) 広告入り図書館用品(しおり)の寄贈について</p>
<p>第10回 平成21年1月31日(土) 午前10時～12時</p>	<p>議 題 第9期中野区図書館運営協議会の提言(素案)について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 図書館業務委託に関するアンケート調査結果について (2) 図書館の防犯カメラの設置について (3) 川島商店街との共催事業について (4) 広告入り図書館用品の寄贈について</p>
<p>第11回 平成21年5月16日(土) 午前10時～12時</p>	<p>議 題 第9期中野区図書館運営協議会の提言(案)について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 平成21年度の図書館の体制について (2) 子ども読書の日記念事業の実施報告について</p>
<p>第12回 平成21年6月25日(木) 午後2時～3時</p>	<p>第9期中野区図書館運営協議会提言を教育委員会へ提出、教育長との懇談</p>

図書館運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
学識経験者	岸 田 和 明	慶応義塾大学文学部教授	座 長
	子 安 圭 三	元中野区教育長	
	田 村 和 彦	元新山小学校校長、 千代田区立教育研究所職員	
利用者代表	折 原 烈 男	図書館利用者 (折原コーヒー(株)代表取締役)	副座長
	加 藤 節 子	(財)東京こども図書館職員	
	小 枝 た か	私立徳育幼稚園長	20年3月 辞職
	森 居 ふみ子	図書館利用者	20年3月 辞職
	吉 川 洋 子	図書館利用者	
	伊 知 地 晃子	図書館利用者	
図書館職員	野 中 理 枝	中央図書館主査	
	富 安 利 恵	中央図書館職員(司書)	第5～10回 まで休職
	藤 部 明 倫	中央図書館主査(司書)	富安委員代理 として、第7～ 10回に出席

中野区図書館運営協議会規則

昭和 62 年 2 月 20 日
教育委員会規則第 4 号

(設置)

第1条 中野区の図書館行政を民主的に推進するとともに、図書館サービスの向上を図るため、中野区図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中野区の図書館行政及び図書館運営について協議すること。
- (2) 中野区の図書館行政及び図書館運営について、中野区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し意見を述べること。
- (3) 教育委員会の求めに応じて、教育委員会の会議に出席すること。

(構成)

第3条 協議会は、教育委員会が委嘱または任命する次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 図書館利用代表 6名以内
- (3) 図書館職員 2名以内

(任期)

第4条 協議会の構成委員の任期は、三年とする。

(座長及び会議)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成委員が互選する。
- 3 協議会は、座長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、中野区立中央図書館が行う。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 6 月 18 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。